

書 評

『保険法の実務と理論Q&A』

保険法の実務と理論研究会 編

一般に、保険取引と象とするものであるゆえ

に、保険法ほど実務と密

接不可分の学問はないと

言っても過言ではない。

特に近年、保険取引の目

覚ましい発展に伴い、実

務において次々と新しい

問題が生じてきてお

り、保険法の確たる理論

に裏付けられた合理的で

膨大な数の保険取引を対

象とするものであるゆえ

に、保険法ほど実務と密

接不可分の学問はないと

言っても過言ではない。

特に近年、保険取引の目

覚ましい発展に伴い、実

務において次々と新しい

問題が生じてきてお

り、保険法の確たる理論

膨大な数の保険取引を対

象とするものであるゆえ

に、保険法ほど実務と密

接不可分の学問はないと

言っても過言ではない。

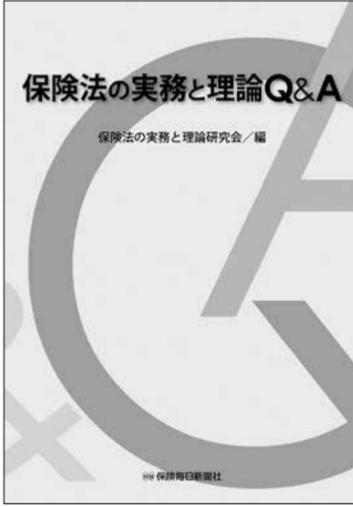
特に近年、保険取引の目

覚ましい発展に伴い、実

務において次々と新しい

問題が生じてきてお

り、保険法の確たる理論



法研究と最新判例から問題解決の具体策提示

について、第一線の保険

法学者および弁護士、保

険実務家らが、保険法の

精緻な理論を駆使し、ま

【評者】 潘 阿憲 (法政大学法学部教授)

の規定が自動車保険のよ

うな損害賠償責任保険に

も適用されるかという新

また、第1章「損害保

険契約」では、21個の設

問(Q1~Q21)が設け

られ、損害保険契約の締

結時における具体的な問題

結時および保険金請求時

における具体的な問題の

ほか、免責事項や請求権

の重要性が増してきた権

利保護保険(弁護士費用

代位等に関する問題、人

傷や他車運転特約など自

動車保険に特有の諸問

題であり、法理論に基づ

いた適切な対処が求めら

れる。また、重複保険に

関する近時の動きとし

て、加害自動車賠償責任

保険金の支払をした保

険会社が、加害者を被保

険者とする他車運転特約

に基づいて他の保険会社

に対し重複保険の求償請

求を行うケースが現れる

ようになり、保険法20条

次に、第2章「生命保

険契約」では、24個の設

問(Q1~Q24)が設け

られ、生命保険契約の締

結時に関わる問題のほか

か、告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要

件や告知義務違反の要